

# 産業報国会とドイツ労働戦線の比較に関する準備的考察

栞田 大知彦

---

はじめに

- 1 産業報国会と労働組合についての幾つかの見解
- 2 同時代における産業報国会運動とDAFとの比較
- 3 第一次世界大戦後における労働組合（運動）の状況の比較
- 4 産業報国会指導者とDAF指導者の出会い

むすびにかえて

はじめに

本稿の課題は、第二次世界大戦へと向かう時期の日本とドイツ、両国における労働者組織である産業報国会（運動）とドイツ労働戦線（Deutsche Arbeitsfront、以下DAFと略記）の比較の第一歩として、日本における同時代の研究者、産業報国会運動の当事者のDAFに対する認識、関心を整理・検討し、このことを通じてとりわけ両組織の成立過程における共通点と相違点を明確にすることにある。

ヴェルサイユ条約を無視し再軍備を行いつつ「経済の奇跡」とよばれた景気回復を実現し、かつ1939年のポーランド侵攻以降ヨーロッパで電撃的な勝利を収めていたドイツは、「拡張政策」を展開させつつあった当時の日本において一とくに1940年9月27日の三国同盟締結以降、さまざまな面で「参考」にされるべき対象として言及される場合が少なくなかった。とりわけその労働政策についての関心は非常に高いものがあったように思われる<sup>(1)</sup>。例えば、東京美術学校講師小塚信一郎は、青少年指導者独逸派遣団幹事として、1941年に3ヶ月間、ドイツの若年層を中心とした工員養成のあり方を視察した。その目的はドイツ軍の上記のような戦果の要因を探ることであった。すなわちそれは優秀な科学兵器によるものであり、その科学兵器は周到な勤労青少年の訓練によって生み出された<sup>(2)</sup>とする仮説にもとづく渡独であった。こうした状況であったから、ある意味で

---

(1) 例えば、協調会編『ナチス労働法』協調会、1936年；中川与之助『ナチス労働政策の研究』有斐閣、1942年；服部英太郎「戦時労働と生産増強の課題」（1942年稿）『服部英太郎著作集IV 戦時社会政策論』未来社、1969年、等を参照。「これまで日本の戦時経済統制と労働統制の政策担当者とまたその建設的批判者たちとが久しく先蹤的範例を仰いできたナチス・ドイツ」（同上、240頁）。

(2) 大日本産業報国会（小塚信一郎述）『独逸に於ける勤労青少年の訓練』（産報指導資料第五集）大日本産業報国

は当然に、ナチス期の労働政策の重要な柱、要ともいえる労働者の組織、DAFのあり方は、日本においても注目される対象となり<sup>(3)</sup>、その内容については、パンフレット類も含め数多くの翻訳を通じて紹介されている<sup>(4)</sup>。同時代の当事者も、例えば、中部産業団体連合会（中部産連）は1939年6月、産業報国会運動とDAFの共通点（「労資一体」という理念）と相違点（「事業所」では使用者を指導者、従業員を従属者とする「指導者原理」の欠如）を指摘している<sup>(5)</sup>、すでに言及した小塚は、DAFについて「日本では産業報国会が之に当<sup>(6)</sup>」たるとして両組織の類似性をあたかも前提であるかのように論を進めている。戦後積み上げられた産業報国会を対象とした研究においても、産業報国会運動およびその原流に位置する諸方策のあり様が「ナチス・ドイツの国家労働統制法に影響され<sup>(7)</sup>」ていたことが主張されてきた。

上記のように産業報国会（運動）とDAFの関係は、当時すでに強く意識されていたし、その後の研究においてもさまざまな形で論じられてきた<sup>(8)</sup>。ただし、一見すると酷似しているようにもみえる両者の異同について正面から比較・検討した研究は、これまでほとんどなかったといつてよい<sup>(9)</sup>。

---

会、1941年〔大原社会問題研究所蔵桜林資料〕。本書では、大工場あるいは大工場付属の工具養成所が概ねDAFの指導下にあり、DAFと文部省系列の職業学校が協力して職工の養成にあたっていることが指摘される。同上、7-8頁。

(3) 例えば、大原社会問題研究所は、当時わが国において最も積極的にDAFについての紹介・検討を行っていた機関のひとつであった。その理由については、大原社会問題研究所編（訳）（ドイツ労働戦線社会局編）『独逸社会政策と労働戦線』栗田書店、1939年、「序」を参照されたい。当時の刊行物としては、上記のものや本稿で詳しく検討する森戸辰男『独逸労働戦線と産業報国会運動—その本質及任務に関する考察』改造社、1941年、以外に、米国産業協議会編（大原社会問題研究所訳）『国民社会党下における独逸の労働及び経済』栗田書店、1938年；米国産業協議会編（大原社会問題研究所訳）『ナチス独逸の経済的発展』栗田書店、1940年；森戸訳編（大原社会問題研究所編）『独逸労働の指導精神』栗田書店、1942年、等がある。

(4) 例えば、独逸労働戦線中央事務局編（高橋文雄訳）『独逸労働戦線』電通出版部、1942年；ドイツ労働戦線労働科学研究所編（三浦正訳）『両大戦間に於ける独・仏・英の社会政策』世界経済調査会、1942年。

(5) 大河内一男『産業報国会』の前と後と』長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史Ⅱ』有斐閣、1971年、89-90頁。

(6) 大日本産業報国会（小塚信一郎述）『独逸に於ける勤労青少年の訓練』〔前掲桜林資料〕7頁。

(7) 例えば、桜林誠『産業報国会の組織と機能』御茶の水書房、1985年、3頁等。

(8) 産業報国会を対象とした研究史については、その最新の成果の一つである、岡崎哲二「産業報国会の役割—戦時日本労働組織」（岡崎編『生産組織の経済史』東京大学出版会、2005年）の202-207頁に、産業報国会が生産性の向上に寄与したのか否かという点を中心に、手際よくまとめられている。岡崎氏によれば、産業報国会の役割については肯定、否定の2つの見方があり、近年は後者が有力であるという。前者の一例として、大河内一男氏の1971年の研究をあげ、そこでの「産報が労働者の労働意欲を高め、生産性の向上に寄与した」という指摘を注目すべきものと評価している。他方、アンドルー・ゴードン氏は次のような見方を示す。1938年に創立された産業報国会連盟がその優先事項として全国の工場や職場に設置した産報懇談会は、工場に協調精神を広げること自身分の平等をもたらすこともなく、太平洋戦争時に追求された労働意欲・出勤率・生産性などを向上させるのにも寄与しなかった。ゴードン（二村一夫訳）『日本労使関係史 1853-2010』岩波書店、2012年（原著は1985年出版）、311-312頁。なお産報とDAFの関係・比較については、これらの諸研究においてもわずかに触れられる程度のみである。

(9) 例えば、ナチス・ドイツの経済機構の再編成策およびその原理が、いかに日本の戦時経済機構へ受容されたかを描いた最新の成果である、柳澤治『ナチス・ドイツと資本主義—日本のモデルへ』日本経済評論社、2013年、においても、ほとんど言及されていない。

森戸辰男『独逸労働戦線と産業報国会運動—その本質及任務に関する考察』（改造社、1941年5月）は、産業報国会運動が曲がり角にさしかかった頃、こうした課題に取り組んだ労作である。本稿では、本書の検討を下敷きに、産業報国会とDAFの成立の過程のあり方を描き出すことにしたい。

産業報国会運動の指導者たちは1940年11月、来日したDAFの指導者たちと直接会談している。この出来事の歴史的意義の検討は今後の課題にするほかないが、本稿の後半部では、この会談の一部を切り取った資料を用いて、産業報国会の指導者たちのDAFに対する関心を浮き彫りにしたい。

なお本稿は、今後第二次世界大戦期の日本とドイツにおける労働政策を比較していくうえでの準備作業とも位置づけられる。2種の資料の検討を柱に、必要な場合は既存の研究の記述で補いつつ、上記の課題にこたえることを試みたい。また本稿では、筆者の判断で適宜旧字を新字に直していることを予めお断りしておく。

## 1 産業報国会と労働組合についての幾つかの見解

産業報国会とDAFを比較する場合、両者に共通する特質としてまずあげられるのは、それらが労働者が自主的に結成した組織、労働組合ではないという点である。アンドルー・ゴードン氏の著作の産業報国会を扱う章のタイトルは「第8章 産報—労働組合不在の労働者組織」<sup>(10)</sup>である。この表現は、ドイツの労働組合運動史研究の第一人者の一人、バイヤーがDAFに対し与えた評価に近いものがある。彼の1973年初出の論考「統一組合」は、第二次世界大戦後のドイツの労働組合が一貫して維持している組織原則、「統一組合」原則の起源に関する諸勢力の同時代的な見解を、「伝説的誇張の例」と揶揄しながら批判的に取り上げる。最も強く批判される「消え失せた」「伝説」は、ナチスにより主張された「労働戦線伝説」であった。それは、ワイマール期ドイツにおける「三大労働組合」<sup>(11)</sup>と違い「行動力ある」ナチスこそが、ドイツにおいて初めて労働組合組織の統一を達成した、というものであった。これに対しバイヤーは、党派の違いの克服はもとより、労働者・職員・官吏さらには使用者までも組織しようとした「DAFは、確かに労働組合『指導者会議』の計画していた形態にほぼ近い」「統一組織である」が、「統一組合ではない」（傍点は原文では斜体）と主張した<sup>(12)</sup>。

上記に従い産業報国会とDAFとに共通した特質が「労働組合不在の労働者組織」であることととらえ、ここではまず、労働（組合）運動の立場からみた、第二次世界大戦後の産業報国会に対する幾つかの見解を、産業報国会運動の全体の流れを概観しつつ紹介することにしよう。

(10) ゴードン、前掲書、311頁。

(11) 「指導者会議」には、組織労働者の大半（ワイマール期においては約8割）を組織していた、ドイツ社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands、以下SPDと略記）系の自由労働組合（Freie Gewerkschaften）、カトリック系のキリスト教労働組合（Christliche Gewerkschaften）、自由主義系のヒルシュ・ドゥンカー労働組合（Hirsch-Dunckersche Gewerkvereine）という当時のドイツにおける「三大労働組合」の指導者たちが、ナチスに対し統一的に「適応」する目的で結集した。

(12) Beier, G., "Einheitsgewerkschaft : zur Geschichte eines organisatorischen Prinzips der deutschen Arbeiterbewegung", in: *Geschichte und Gewerkschaft. Politisch-historische Beiträge zur Geschichte sozialer Bewegungen*, Köln 1981, S. 320, 349.

大河内一男編『岩波小辞典 労働運動』<sup>(13)</sup>によれば、産業報国会とは、国家総動員体制の一環として1936年以降、政府と軍部の指導の下に全国の主要な工場・事業所に設置された、戦争協力のための官製労働者組織である。1937年の日中戦争の勃発とともに、国家当局の労働運動に対する弾圧は一段と強化され、合法左派の全評は結社禁止を受け、総同盟もストライキ放棄、労資休戦宣言を発表するに至った。総同盟は1940年7月に解体し、産報運動に対する全面的協力を示した。1938年7月31日に「産業報国連盟」が結成された後、各地に設立された産業報国会を統合する「大日本産業報国会」が1940年11月23日に正式に創立され、産報運動の総司令部が確立した。その総裁には現職の厚生大臣があたり、会長・顧問・評議員にいたるまで一切の役員が天下りの官僚人選によって決められた。総同盟幹部もその人選にあずかったが、その指導権を握ったのは特高警察を中心とする内務官僚であった。このように産報は、労資協調にたつ労働組合すら否認するところの、皇運扶翼・事業一家・職域奉公のイデオロギーを指導精神とする労働関係におけるファシズムの組織であるとともに、労働者を職場において監視する軍事的組織であった。したがって、産報運動の進展は労働組合の壊滅を意味した。終戦後、1945年9月30日、産報は占領軍の命令により解散した。

また、『資料 日本現代史 7』巻末に収められた「解説」によれば<sup>(14)</sup>、産業報国運動とは「日中戦争開始後、戦時体制確立のために労働界および産業界の一元的組織化をめざし、その実現に成功した運動であり、その果たした役割が決定的であったのは、日本全国の産業界、労働界を上から、完全に組織した点にある。それを阻む力、あるいは多少なりとも労働者組織的に変える力はまったくなかった。「上からの国家統制による支配が確定していたのである。そのため戦後の産報会の解散、労働組合への改編においても、下からの自発的な動きからではなく、占領軍の解散指令をまたなければならなかった。ここに産報運動の総決算が集中的に表現されている」。

こうした見方は、佐口和郎氏により強く批判されているが<sup>(15)</sup>、1930年代後半から1940年代前半にかけて、ドイツと同様に「労働組合」が存在しない時期があったことは動かしがたい事実である<sup>(16)</sup>。当時の労働者、労働組合はどのような形で、産業報国運動と向き合ったのか。ドイツの労働者のように「折合いをつけた」<sup>(17)</sup>のだろうか。こうした点を探るためにも、冷静な観察者、「第三者」である研究者の見解をまず検討しておこう。

(13) 筆者不明「産報」大河内一男編『岩波小辞典 労働運動』1956年、61-62頁。

(14) 神田文人「解説」『資料 日本現代史 7』大月書店、1981年、583-584頁。

(15) 佐口氏は、上記のような戦時期を対象とした労使関係分析に見られる「ファシズム論」およびそれにとらわれた研究のあり様を批判する。それらの研究は、労使関係の組織である産報が強制の組織以外の何者でもないにとらえており、分析の課題はそれがいかに建前からかけ離れた矮小な組織であるかを示すことになっている、というのである。佐口氏は、なぜこのすわりの悪い組織があえて作られねばならなかったのかをこそ問うべきであり、戦時期は単に特殊な、否定されるべき時期としてのみとらえるべきではなく、そこでの労使関係は戦前期および戦後との間で正確に位置づけられるべきである、と主張している。佐口和郎『日本における産業民主主義の前提』東京大学出版会、1991年、22-23頁。

(16) 「労働組合の廃墟のうえに」「大日本産業報国会が結成されるにいたった」が「労働組合とは似てもつかぬものであり」「政治動員と抑圧の官僚機構であった」。法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働運動』労働旬報社、1965年、43頁。

(17) この表現は、「20世紀ドイツ史の教科書」である齋藤哲・八林秀一・鎗田英三編著『20世紀ドイツの光と影—

## 2 同時代における産業報国運動とDAFとの比較

すでに指摘したように、第二次世界大戦後、産業報国運動とDAFとを正面から比較した研究はほとんど存在しないといつてよいが、現実の運動が展開している最中、これを行ったのが、森戸辰男『独逸労働戦線と産業報国運動—その本質及任務に関する考察』である。当時大原社会問題研究所の研究員であった森戸氏は、本書において、産業報国運動が「主として独逸労働戦線の事例に示唆を得つつ」（28頁 以下、本文中に引用箇所のみ記す）構想された「事実」を繰り返して指摘している。だが、当時ですら両者の「濃密な関連」について、人々は、産業報国運動が「特殊日本的な運動たることを強調せんとする」（序・12頁）あまり、看過あるいは故意に沈黙する 경우가少なくなかったという<sup>(18)</sup>。事実、本書巻末に付録として収められた産業報国運動に関する公式文書では、ドイツをはじめとした諸外国に関する記述がほとんどみられない。また、産業報国運動自体に関する論議も「此種の問題に関する言論の不自由」（序・10頁）という理由から、当時活発でなかったことが指摘される。こうした「高度国防国家」への途を歩んでいるという時局による制約のため、慎重に言葉を選びながら論を進めている姿勢が行間よりうかがえるが、本書が本稿の課題にとってまず参照・検討すべき貴重な「成果」であることは疑いない。そこで、以下では森戸氏の見解をまとめたうえで、産業報国運動とDAF、両者の成立の過程を比較・検討することにした。

### (1) 本書の内容

（当時）日本を含む先進諸国の経済は「老衰期の資本主義」という状況にあった。また「戦争は生産力の拡充を絶対の喫緊事とするとともにその自然的進行において資本主義の集中化・独占化を激化する」（序・6頁）。それゆえ、資本主義の「革新」、「労働新秩序の創設」は、「たとえそれが今次の戦争を契機として露呈されたとしても」、「その生起した時代の、すなわち資本主義晩期の時代的要請である」（序・5頁）。「自由主義労働秩序に代位しようとする諸々の体制中であって、独逸の労働戦線の経営共同体主義と我国における産業報国運動の労資一体主義とが同一系統の思想に属するばかりではなく、独逸労働戦線がわが産業報国運動の着想・建設にあたって重要な刺激と示唆と範例」とを提供したことは疑いない。だが、その「機械的な模倣の危険」には注意しなければならない（序・12-13頁）<sup>(19)</sup>。

例えば、DAFの「フロントが何よりもまず在来の労働運動の破壊（正確には再台頭防止）に向け

---

歴史から見た経済と社会』芦書房、2005年、154頁より引用した。その具体的内容については、さしあたり、同上、154-156頁；栞田大知彦「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開—1930年代大恐慌期を中心に」『歴史と経済』第207号、2010年4月、とくに25-28頁を参照されたい。

(18) 例えば、産業報国連盟理事長河原田稼吉は1940年11月2日、来日したナチス党組織部長でありDAF副総裁でもあるクラウス・ゼルツナー（Claus Selzner）、ナチス党訓練部長であり党指導者養成大学長でもあるオット・ゴージェス（Otto Gohdes）およびイタリアの代表者に直接、産業報国運動が日本独自の運動であり、その本質を知るためには日本の国体精神、建国および民族の歴史を知ることが必要だと主張している。産業報国連盟『独伊厚生使節講演集』（産業報国パンフレット）産業報国連盟、1940年〔前掲桜林資料〕、1頁。

(19) 同様の主張は、当時大原社会問題研究所所長であった高野岩三郎氏によっても示されている。前掲大原社会問題研究所編（訳）『独逸社会政策と労働戦線』序・3頁。

られていたという事実を機械的に真似て、我国の職場における支配的旧勢力が労働運動ではない実情にあるにも拘らず、産業報国運動の不言の目標が労働運動の破壊にあるかのように考える危険性である。また、「独逸労働戦線の全組織は自力で発展し自分自身の足で立つ独立の存在ではなく、背後にある強大なる政治的勢力、すなわち独逸国民社会主義労働党〔Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei, ナチス党〕の全幅的支持によりその成立及発展を負っているのに」、「同じ政治的勢力を背後に持つことなく、これと切り離れた形態を移植することによって、同じ繁栄をも実現するかのように考えたり」する危険性である（序・13-14頁）。こうした誤った模倣に陥らないためにも、産業報国運動とDAFとの「正しき関連」（序・12頁）を明らかにすることが必要であり、それが本書の重要な課題となる。

第一次世界大戦を境に資本主義は、晩期あるいは末期に入った。それゆえに戦後、ヨーロッパ諸国では改革運動が進展することになる。ヨーロッパより遅れていた日本ではあったが、「戦争完遂の必要から」こうした資本主義の問題を直視し、「その克服を真剣に努力するようになり、ここに『新体制』の要求が生まれた」（4頁）。

資本主義的労働秩序とは、本来「持たぬもの」と「持つもの」との協働であるはずだったが、実際は無統制であり、自由主義的なものであった（6頁）。ただし、第一次世界大戦後の現在、先進諸国では資本主義の「革新」が進められている。例えば、英米では労資は対立的であるが、両者（の団体）の平等的地位を認め、団体交渉と団体協約で産業労働関係を規制しようとする集団主義的な労働秩序がみられる。他方ドイツでは、経営共同体主義が採られ、「一切の階級的組織を解消し、強力なる国家権力の下に指導者原理に基づいて、経営を単位とする労資一体的組織を建設」しようとしている。DAFがまさに「その典型」である（7頁）。

これに対しわが国は、久しく「封建的残滓」（8頁）を含んだ自由主義的秩序が支配的であった。ただし第一次世界大戦後は、欧米の労働運動と国際労働会議（ILO）（の設立）の影響のもと、労働組合およびその全国的組織の発展がみられる一方、この動きに対応する資本家の団体の登場もあり、集団主義的な傾向がみられた。だが、「我国においては、保守勢力並に資本家階級の側に反労働組合的傾向が非常に強く、また国家権力による労資関係に対する直接規制の主張も官僚の間で伝統的に盛であり、さらに労資協調・事業一家の思想は特に協調会等によって絶えず提唱されてきた上に、労働組合がいまだ産業上の決定勢力にまで発達していなかったなどの事情から、事業一体的な経営共同体主義秩序に転換する可能性も亦十分に存在していた」（8頁）。この可能性が具体化していく契機が「満州事変以来の新事態」であり、「そのさい独逸労働戦線は最も重要な典型として役立ったと想像される」（8-9頁）。また、ドイツの「勝利<sup>(20)</sup>の秘密の一つがこの時宜に適した産業労働秩序に存すること」が明らかになりつつある現在、DAFは日本の『労働新秩序』の標本として、今後産業報国運動に重要な影響を持つと思われるのである（9頁）。

アドルフ・ヒトラー（Adolf Hitler）およびナチス党首脳部は、「階級闘争的・政治的労働組合に

---

(20) ドイツは1939年のポーランド侵攻以来、デンマーク、ノルウェー、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクそしてフランスに電撃戦を仕掛け矢継ぎ早の勝利を収めており、ヒトラーは「天才戦略家」の名声を得て、とりわけ1940-41年頃、威信の絶頂にあった。占領地域から原料および食料を強奪し、彼と国民の蜜月は続いていた。斎藤・八林・鎗田、前掲書、123頁。

は反対でしたが、資本にたいして労働を擁護するための労働組合の必要はこれを明白に承認し」ていた。事実、ワイマール期末期には、その萌芽的形態としてナチス経営細胞という党組織が存在していた。既存の労働組合<sup>(21)</sup>は、ナチスが政権の座につく直前に、「支持政党との絶縁」および「階級闘争主義の放棄を宣言」するという「時局に即応せんとする妥協運動」をみせる。「ナチスの側でも、この自発的協力をそのまま承認するか、コムミサル制の下でこれをより厳重に監視して行くか、新組合法を造って独自の新組織を創設するか」について多少迷うことになった。だが、結局、既存の労働組合の破壊という方針を固めることになった（11頁）<sup>(22)</sup>。

ただし、創立された直後のDAFは階級的構成の形をとっていた。中央事務局の傘下に①労働総同盟、②職員総同盟、③手工業・商業・小工業総同盟、④企業家総同盟、⑤自由職業者総同盟の5つの柱団体の設置が計画された。ただし実際に形成されたのは、まずそもそもナチス支持者の多かった職員層の組織②（9団体）、そして自由労働組合の構造を受け継ぎ14の産業部門からなる労働者の組織①、1933年8月以降形になってきた③であった。④への経営者の統合がなかなか進まない中、1934年の総統令により、ほぼ従来の産業別労働組合の形態を踏襲した18の産業部門において<sup>(23)</sup>、労働者、職員、経営者が同じ組織に統合される事業一体的全国経営共同体に、すなわち階級的構成をとらない形に再編成されることとなった（12-13、17頁）。

(21) 「三大労働組合」は1930年代初期、勢いを増すナチスへの「適応」として、イデオロギー的立場を乗り越えた「統一組合」の結成を模索した。1933年になってようやく「統一組合」のあり方を記した文書を作成するに至ったが、結局組織統合はできなかった。上記の過程の詳細については、栞田大知彦『ワイマール期ドイツ労働組合史—職業別から産業別へ』立教大学出版会／有斐閣、2009年、の第7章を参照されたい。

(22) 1930年代初期、経営協議会選挙を舞台に、自由労働組合系勢力、共産主義勢力そしてナチス（経営細胞）（Nationalsozialistische Betriebszellenorganisation, 以下NSBOと略記）が、三つどもえの激しい選挙戦を繰り返していたことが複数の研究において明らかにされている。ポットホフは、多くの地域の選挙結果を根拠に「1930年代初期、労働者の共感を得るという意味では、自由労働組合は非常に高い位置にあった」とする。Potthoff, H., *Freie Gewerkschaften 1918-1933: der Allgemeine Deutsche Gewerkschaftsbund in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1987, S. 44. だが、シェーンホーフフェンは、個々の事業所の選挙結果の分析を通じて、自由労働組合が大勝利を収めたとは必ずしもいえないと主張する。Schönhoven, "Innerorganisatorische Probleme der Gewerkschaften in der Endphase der Weimar Republik", in: *Gewerkschafts-Zeitung*, Reprint 1933, Berlin-Bonn 1983, Anhang, S. [95]-[96]. 1930年代の経営協議会選挙については、Crusius, R., G. Schiefelbein, u. M. Wilke, M. (Hrsg.), *Die Betriebsräte in der Weimarer Republik: von der Selbstverwaltung zur Mitbestimmung*, Berlin 1978, 等も参照。

ポットホフが指摘するように、大半の経営協議会選挙においては自由労働組合系の勢力が勝利したとされる。だが、そうした結果が、自由労働組合指導層のナチスに対する「見くぶり」を増幅させる一方で、1933年にSPDから「はっきりと距離をおく」ことを宣言し「非政治化」した自由労働組合の破壊を決定づける一因ともなった。例えば、ナチス政権が成立した直後の1933年3月に行われた経営協議会選挙では、NSBOは以前よりは得票数を増加させたものの、平均で協議会委員の4分の1程度しか確保できず、自由労働組合には大きく及ばなかった。この結果は、「ヒトラーに対する熱狂は依然工場の門前でストップしていた」こと、すなわち労働者のナチスに対する支持が必ずしも広がっていない状況を示すものと評価された。N. フライ（芝健介訳）『総統国家—ナチスの支配1933-1945年』岩波書店、1994年、80-81頁。ナチス指導部はこの結果に失望すると同時に、労働組合に対する脅威を再認識し、その「破壊」という方針を（最終的に）決定したとも考えられるのである。

(23) DAFの組織形態等については、井上茂子「ナチス・ドイツの民衆統轄—ドイツ労働戦線を事例として（1988年度歴史学研究会大会報告）」『歴史学研究』第586号、1988年10月、198頁；*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, Band 1933, Berlin 1934, S. 549を参照。

DAFは「独逸人の真実なる国民及業績共同体の建設」(14頁)「独逸社会主義の建設」(21頁)を目標とする「創造的独逸の唯一的組織」(41頁)である。すなわち官吏以外のあらゆる範疇の「創造人」を組織し、かつ競争組織の並立を許さない全国的な単一組織でもあった(二重の意味で全体的)。個人的、階級的目的を追求せず、「小にして経営全体の、大にして国民全体の利益を優先的に追求する」ものである。また同時にDAFはナチス党の「外郭団体」(15頁)であり、その厳重な指揮下に置かれている。すなわち「党の筋金が労働戦線を貫」(16頁)いている点はその重要な特質である。また、その任務は、成立時の事情から、最初は消極的方面、すなわちマルクス主義、自由主義の抑圧と再台頭の防止、労働争議の絶滅、能率低下の阻止に集中していた。だが、DAFの基礎の確立とともに積極的任務が前面に出てきた。そこでは、ナチスの精神教育に始まり、次第に社会政策的活動が重要性を増していった。すなわち、「最初は少なからず産業資本と接近して反労働者的であったのが、追々超階級機関としてその圧力を産業資本家にも加えることになって来ている」(21頁)。

DAFの任務、活動は多岐にわたるが、まず産業平和の確保に関するものがあげられる。1936年9月2日の『独逸労働戦線公報』に掲載された「独逸労働戦線の本質及目標に関する総統令についての独逸労働戦線指揮者の原則的訓令」に従い、労働者が経営者に意見を伝える機関である信任委員会などの正しき運用により、指導者と従属者との間の「理解を造ることによって、労働平和を確保すべきである。DAFは、まずはすべての関係者の「正当なる利益の間に調整の道を発見すべき任務」を負うものである(22頁)。

以上のような検討をふまえ、「独逸労働戦線の教訓」としては以下の諸点があげられる。①DAFの迅速な発展はナチス党の指導の結果であること。②DAFの実際的な主たる努力は、国民および業績共同体の建設を妨げる勢力の破壊に向けられていたこと。「この努力は具体的には、我国と正反対な労資の勢力関係に照応して」、当時職場における支配的な勢力であった「無産階級の勢力—我国では丁度これと対照的な勢力がそれに該当する—の破壊に集中され、この後の組織原則活動方針においても常にその再台頭の防止が重視されたこと」(25頁)。③経営共同体の労働秩序は当初からの計画ではなく、再建過程においてたどり着いたものであること。④DAFの任務は時局と共に推移し、現在は破壊より建設に、思想的教育より社会的活動に向いつつあること。⑤「超階級的組織として本来労働又は資本への依存関係に立ってはならぬのであって」、その勢力の確立にともなって「産業資本との過去の悪因縁の清算に努めつつあること」(26頁)。⑥党との密接な関係による強力な組織であること。⑦DAFは時局の要請する労働統制の有効な機構であるとともに、新たなる社会政策の組織になりつつあること。すなわち業績共同体の建設を念頭に置くところの経営的社会政策の促進者であり、国家的社会政策の協力者であること、等々である。「独逸労働戦線が我国の労働新秩序の建設にあたって他山の石として重視される場合は、上記の諸点について慎重なる省察によってその推移と功罪を確め、徒らなる外形模倣を強く警める一方、時局及時代の要請に即し国情に適するものは勇断を以てこれを採択する覚悟がなければならぬ」(26-27頁)。

続いて産業報国運動についての検討が行われる。

産業報国運動は自由主義労働秩序の革新に向かう「世界的大勢」の一つである「全体的労働秩序に属する」ものであり、満州事変以来の「新事態」によって急速に具体化されるに至った。その際、



DAFが有力な模範または参考になったことはすでに指摘したとおりである（27-28頁）。だが、産業報国運動の基本的性格は（官僚が主導する）「上よりの革新」というところにある。この運動においては、民間団体である協調会が大きな役割を演じており、それゆえに「官民一体」の運動といわれているのは事実である（31頁）。だが、「この運動は内から盛り上った運動であるよりはむしろ外から課せられた運動」であって、積極的に取り組む者は労資ともに割合少数と聞いている（30頁）。

この「革新」は、時局の要請する総力戦体制の一部として行われているのであり、「下よりの改新」ではない。すなわち、産業報国運動は、ソ連、イタリア、ドイツにおけるような『下よりの革新』の結果即ち革命の結果、その力で太い線で描かれた労働秩序ではない。「この点はむしろ、資本家階級の反対のうちに徐々に行われた北米合衆国の合法的のニュー・デールに似ていると言つてよ」（32頁）。

『上よりの革新』である産業報国運動は、合法的であり、漸進的であり、協力的である（33頁）る。こうした性格に、産業報国運動の強みと弱み、そしてまた限界がみいだせる。「例えば、それが合法的・協力的であることは、自然、折衷的・妥協的であることを意味し、それはまた、他面から現実的勢力関係を反映することとなりまして、勤労国民の勢力的地位がすべて解消された〔労働運動からの刺激が消失した〕（30頁）今日においては、よほど賢明且つ強力な指導が存在せぬ限り、ややともすれば官僚臭と資本家的色彩のみが濃くなり、その結果として却って勤労大衆の離反を招来する懸念なしとしない」（33頁）。「労働国民の庇護のではなく却って抑制の施設となり、彼らの信頼を獲る代りに彼らの呪詛を」（60頁）かう可能性もある。

「この点が独逸の事情と全く違う」（35頁）。というのは、「我国の現状では、経営における圧倒的な勢力は決して労働者の組織であるわけではない」。「幾分この勢力を分有していた労働組合は最近まで存在しましたが、それらは悉く解消されて」しまっている。また「労働者の多くは営利主義にたいする国家的統制の進展にはむしろ賛成する」であろうから、（繰り返しになるが）<sup>(24)</sup>「産業報国運動のフロントは独逸労働戦線のそれが労働組合に向けられたと同じ意味で」「労働秩序の旧態〔現状維持〕を固執する勢力」に向けられなければならない。ただし、「このフロントは、産業報国運動が合法的、協力的特質を帯びているのに照応して」、（暴力的でなく）「真実の国民共同体への教育・指導・推奨、そして最後に合法的強制」という形をとるべきであることはいうまでもない（35頁）。

厚生省から出された『産業報国運動要綱』の規定によれば、産業報国運動の指導精神たる「産業報国精神」は「皇運扶翼の臣民道を經とし事業一体職分奉公の実践理念を緯とする産業精神」（38頁）である。「労資関係における一体主義が闘争主義並に協調主義と異なるのは、後の二者が生活利益の対立を前提としているのにたいして、前者がその連帯を前提にしている点」（43頁）にある。

産業報国運動はこうした指導精神にふさわしい組織形態をもたねばならない。事業一体の精神にもとづき、事業従業者の全員組織すなわち経営共同体を基底とする組織とすべきである。換言すれば、「それは形式においては在来の労働組合的な横断組織の放棄であると同時に、精神において旧

<sup>24)</sup> 34-35頁にまたがるひとつの段落の冒頭と最後に、ほぼ同じ意味の文章が記されている。

来の営利主義本位の縦断組織に留ってはな」らない。それゆえ「独逸の労働戦線が、経営共同体を育成するために、労働組合の階級的組織と階級的精神の破壊に重点を置いたのと同じ精神で、丁度、逆の事実の関係にある我国の産業報国運動は、むしろ専断的な営利万能的支配の規正を重要視すべきでありましょう」(44頁)。

この点に関連して資本に対する「経営」の地位向上が問題となる。「事業は資本と経営と労働との協力の結果であります、今日ではこの三者の協力は専ら資本の支配の下に行われている」(45頁)。だが、公益優先の見地から生産の拡充を図るためには、生産の直接の組織者・担当者であり、かつ資本と労働の間の媒介的地位にある経営の地位を重んずることが最善の方法である。すなわち「経営を営利万能の要具と墮せしめないように、資本への絶対的隷従から解放し」、ある程度「国家的利益をも代表するものたらしむべきである」(45頁)。

「上よりの革新」運動としての産業報国運動には、強力かつ充実した中央本部を設置する必要があった。本書が出版される直前、1940年11月23日に「この首」である大日本産業報国会が創立された。ただし、その重要幹部の構成において、執筆当時、「この労働新体制が勤労国民を代表するとみられる労働者または労働出身者を加えて」おらず、圧倒的に資本家と官僚の代表者とみられる人々から成り立っている(46頁)。こうした事実や労働管理者の地位を資本の隷属状態から解放すること等(47頁)、将来改善すべき点は少なくない。

産業報国運動は、「資本主義的産業労働秩序の改革」を目標とし、「国家的国民的利益の優越において産業労働秩序における営利主義と自由主義を規正せんとする」(34頁)ものである。この運動は、ほとんど準備のない状態から突如として生まれ、3年足らずの間に未曾有の発展を遂げた。だが、指導精神の確立、指導的人物の養成等課題は多く、強力な政治力を通じてさらなる発展を推し進めるべきである(59頁)。「上よりの革新」である産業報国運動には、党と表裏一体であるDAFとは異なり、「筋金」が通っていない。それだけにこの運動は、現実的には折衷的、妥協的な形におわる可能性があるからである(60頁)。産業報国運動の長所と短所を客観的に認識し注意深く運動を推進する必要がある。「科学と世論によって支持せられ、労資両方面の、わけても広汎なる勤労国民の積極的参加をかちえねばならぬ」(61頁)。

## (2) 検 討

森戸氏の著作から読み取れる産業報国運動とDAFとの共通点は、まずその目的である。それは、最優先されるべき「国益」のための産業平和の確保(それにもとづく生産の拡充)であり、両者はいずれもそうした目的のための「資本主義的産業労働秩序の改革」であった。そこでは個人・企業(家)の私益、階級としての利害の追求は認められず、したがって労働組合(労働者の集団的な権利)、労使の対立も原則的には存在しない。日本では「労資一体」(主義)あるいは事業一家、ドイツでは経営共同体(主義)などと表現される、こうした労使の関係の形成を―「目的」実現のため手段としての国家による強力な「指導」をも含め―、森戸氏は晩期資本主義にあるという時代的要請、高度国防国家に課せられた時局の要請として容認している。

両者の相違点は大きく2つの事項に集約される。まず両組織が形成される時期、第一次世界大戦後の日本とドイツにおける労使関係の状況、とりわけ労使の力関係についてである。日本において

は労働組合が「産業上の決定勢力」にまで発達していなかったのに対して、ドイツでは当時労働側が職場における支配的な勢力であり、日本とは「正反対な労資の勢力関係」がみられた。この理解にしたがい森戸氏は、注24で記したように、本書の34-35頁のある段落において、繰り返し「産業報国運動のフロント」が労働秩序の現状維持に固執する勢力に向けられなければならないことを強調したのであった。ついに明示はしなかったが、この「勢力」が資本家（使用者）たちであることはいうまでもない。本書執筆時の氏にとって産業報国運動（およびDAF）の本質は、労働組合の破壊にあるのではなく、職場にはびこる身分の差を解消しようとする点にこそあったと思われるのである。「序」の文章を引用しておこう。「『労働を尊べ！ 労働者を敬え！』を単なる口先や心持の上だけでなく、国家の基本制度の上に実現して行くことが、その明白な論理的帰結でなければならぬ。そうしてこのことは、現在の独逸とほぼ同じい国際及国内情勢下にある我国にたいしてもそのまま妥当するのではなからうか」（序・3頁）。

第二の相違点は、第一のものとは大きくかわるが、運動の主体、あり方である。産業報国運動は、確かに「官民一体」の運動ではあるが、何より国家（官僚）が主導権を握った「上よりの革新」であり、合法的・協力的であると同時に折衷的・妥協的である。他方、ナチス党の組織であるDAFの形成は、党が主導した運動の結果である「下からの革新」であり、暴力を伴うものであった。それゆえ「党の筋金」が通っており、徹底していたというのである。森戸氏は、先ほど指摘したように、職場にはびこる身分の差を解消しようとする点に産業報国運動（およびDAF）の本質をみていたと思われるので、たとえそれが国家の主導によるものだとしても、産業報国運動の徹底、推進を主張したのであろう。

### 3 第一次世界大戦後における労働組合（運動）の状況の比較

本節では、森戸氏の認識を裏付けるために、日独両国の第一次世界大戦後の労使関係、労働組合（運動）の状況の違いを確認しておこう。

#### (1) 労働組合の位置

日本では、第二次世界大戦後まで、結局労働組合法が制定されず、権利としての団結が承認されることはなかった。しかし第一次世界大戦後、内務省内部には労働組合は法認されるべしとの意見も存在しており、本来認めるべき労働組合の代わりを果たす懇談制度に、労働条件の適正化を目指す機能を期待することになる<sup>(25)</sup>。このことが、当初懇談会を通じた労使の意思疎通の充実を大きな柱としていた産業報国運動の展開に繋がったともいえる。

他方、ドイツでは、第一次世界大戦の敗戦に伴う革命の過程の中で、危機に瀕した資本主義の存続を目論む使用者（団体）は、主要な労働組合との間に「1918年11月15日協定（November-Abkommen）」を取り結ぶことになる<sup>(26)</sup>。別名シュティンネス＝レギーン協定（Stinnes-Legien-

<sup>(25)</sup> 佐口、前掲書、163頁。なお、この点については本特集の一つである金子良事「工場委員会から産業報国会へ」も参照されたい。

<sup>(26)</sup> 本協定の全訳は、栞田、前掲書、289-290頁に掲載されている。ワイマール期の労使関係制度および労働組合

Abkommen), 中央労働共同体協定と呼ばれる本協定の内容は、団結権の保障、8時間労働等、長期にわたる労働組合の要求をほぼ認め、全産業において労働組合を使用者と同権的な労働協約当事者として承認するなど、「労働者の同権化」を具現するものであった。

同年12月に制定された労働協約令は、労働協約に不可変性を与え、さらに一般的拘束力を付与することをも可能にした。こうした一連の労働法制は、1919年8月に施行されたワイマール憲法にほぼそのまま取り入れられた。これらにより全産業の最低の労働条件が、労使の団体の交渉により締結される、法的な拘束力をもつ労働協約により決定されることになった。いわば「集団(主義)的」労使関係の成立といえる。これにより労働組合員数と労働協約の適用下に置かれる労働者数が激増した<sup>(27)</sup>。

また第一次世界大戦後のドイツでは、周知の通り、普通選挙が実施されるようになり、政権の中心にSPDが位置する時期も長く、数多くの「親労働者」的な政策が、少なくとも制度の上では実現している。ワイマール「憲法一六一条は各人が経済生活におけるいかなる転変に見舞われようとも健康な生活を安定的に送ることができるよう、包括的社会保険の設定を政府に義務付けた。同第一六三条第二項においては各人の労働する権利と、それが満たされない場合の政府の措置(雇用の保障、それが満たされない場合の失業手当)の義務が規定された」<sup>(28)</sup>。社会保障制度の充実が労働コストの上昇を惹き起こすことは言うまでもない。使用者(資本家)たちは、労働組合の締結した協約賃金を自らの従業員に支払い、自分自身の利益には全くならない社会保険や年金の積み立てをしなければならなくなったのである<sup>(29)</sup>。

1920年代後半以降、ドイツの使用者たちは、高賃金・社会保険費等の労働コストにより自らが外国企業に比して不利な状況に置かれていると考え、その責任を上記のようなワイマール体制自体に求めた。使用者たち(産業界)は数年来、「賃金協約制度における緊張緩和」=「一撃で」の労働組合の「破壊」<sup>(30)</sup>を何よりも望んでいたのである。そこでナチスは、労働組合および職場の労働者組織の解体、労働者のDAFへの統合、企業(事業所)を共同体、使用者をその指導者とみなす「経営共同体」論、「指導者原理」の導入等を主たる内容とする「労使関係の革命」<sup>(31)</sup>を実行し、使用者たちの要望に応えたのであった。

## (2) 組織状況

ここでは、労働者組織の規模の変遷を簡単にみておこう。

---

員数の変遷等は、同書、5-10頁；前掲栞田「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開」22-25頁を参照。

(27) 労働協約の適用下に置かれた労働者数は、第一次世界大戦前である1912年は1,574,285人であったが、1922年には14,261,104人となり、1912年の値のおよそ9倍に増加した。Petzina, D., W. Abelshäuser, u. A. Faust, *Materialien zur Statistik des deutschen Reiches 1914-1945*, München 1978, S. 110. 労働組合員数については後述する。

(28) 福澤直樹『ドイツ社会保険史—社会国家の形成と展開』名古屋大学出版会、2012年、93頁。

(29) D. シェーンボウム(大島通義・大島かおり訳)『ヒットラーの社会改革—1933~39年のナチ・ドイツにおける階級とステイタス』而立書房、1978年、103頁。

(30) フライ、前掲書、78-80頁。

(31) Maier, C. S., *In Search of Stability. Explorations in Historical Political Economy*, Cambridge University Press, 1987,

まず、日本についてである<sup>(32)</sup>。第二次世界大戦前に最も労働組合員数が多かった年である1931年においても、全ての労働組合の合計で42万人程度（推定組織率7.9%）であったとされる。1937年に日中戦争が勃発した頃は、労働組合数837、労働組合員数35万9,290人（推定組織率5.6%）<sup>(33)</sup>であった。また、1940年に大日本産業報国会が創立される直前には、同年7月頃までに多くの労働組合が自主解散したことなどもあり、組合数49、組合員数9,455人（推定組織率0.1%）<sup>(34)</sup>となっていたという。

続いて、産業報国会の組織状況の変遷である。産業報国運動の目にみえる形での始まりは、1938年2月の協調会時局対策委員会の「労資関係調整方策要綱」の決定（同年4月建議）および1938年7月の産業報国連盟の創立にあったとされる<sup>(35)</sup>。同年末時点では、産報会数1,158、結成事業所数1万0,437（会員数不明）であり、翌1939年末時点では、産報会数1万9,670、事業所数2万6,963、会員数298万9,976人（会員組織率約43%）<sup>(36)</sup>であった。1940年6月末時点では、産報会数3万4,929、事業所数4万8,042、会員数373万311?人であり<sup>(37)</sup>（1の位の数値は不明）、同年11月の大日本産業報国会の創立を経た同年末時点では、産報会数6万0,495、事業所数10万2,799、会員数481万5,478人（会員組織率約66%）であった。翌1941年末時点では、産報会数85万5,222、事業所数16万4,377、会員数546万5,558人（会員組織率約70%）<sup>(38)</sup>であった。この状況は、当時におけるほぼ全部の工場、事業所を全員加入の組織で被うことになったものと評価される<sup>(39)</sup>。

わずか3年余りで全国に急速に普及した要因は、産業報国連盟による宣伝活動および厚生省と内務省の行政指導にあった。「しかもほとんど何ら社会経済的ないし政治的摩擦なく達成されたことは、およそ世界勤労組織史上でも未曾有の事実だといってよい」<sup>(40)</sup>。産業報国連盟の理事長も1941年、DAFが幾多の紆余曲折、激しい闘争の結果、形成されたとの認識を示したうえで、「我国における産業一体、事業一家、昔の言葉で云えば労資一体の観念は〔…〕所詮闘争の結果に非ずして、いずれも皆円満裡に其の方向に自ら進んで行ったのであり」産業報国会は「何等の労資の闘争

---

pp.100-104；前掲耕田「ドイツにおける労使関係への国家介入の歴史的展開」25-26頁を参照。事実、使用者たちは少なくともナチス政権の成立を支持した。

(32) 本段落の数値についてはとくに断らない限り、大河内、前掲論文、104-105、107頁より。

(33) 法政大学大原社会問題研究所編、前掲書、10頁。

(34) 桜林、前掲書、67頁。なお同書によると、1941年には11の労働組合が存在し組合員数は895人であった。1942年から1944年までは3つの労働組合が存在し、組合員数は111～155人であった。いずれの年も推定組織率は0.1%に達しなかった。

(35) 本段落の数値についてはとくに断らない限り、同上、1頁。1942年以降は、同年6月末時点では、産報会数8万6,509、事業所数16万3,740、会員数551万4,320人であった。1943年2月時点の会員数は461万7,817人、1944年2月の会員数は525万9,065人、解散の4ヶ月前である1945年7月では581万5,473人であった（いずれも産報会数、事業所数は不明）。

(36) 同上、110頁。

(37) 同上、111頁。

(38) 同上、114頁。

(39) 大河内、前掲論文、104頁。

(40) 服部英太郎「高度国防国家と労働新体制の構想」（1941年稿）『服部英太郎著作集IV 戦時社会政策論』18-19頁。

或は何等其の間に血の争いというものが無くして」全国的普及をみたものだとしている<sup>(41)</sup>。

ドイツにおいて第二次世界大戦前、最も労働組合員数が多かった年は1920年である。SPD系の自由労働組合が803万2,057人、キリスト教労働組合が110万5,894人、ヒルシュ・ダウンカー労働組合が22万5,998人<sup>(42)</sup>であり、上記「三大労働組合」合計で936万3,949人であった。同じ1920年、ホワイトカラー、職員の組合もSPD系の自由職員総同盟（Allgemeine freie Angestelltenbund, AfA-Bund, 1920年創立）の68万9,806人を筆頭に、合計で116万人以上を組織していた<sup>(43)</sup>。1921年以降、労働組合員は徐々に減少していく。日本において第二次世界大戦前の最高水準にあった1931年には、【図表1】にあるように、自由労働組合が413万4,902人、キリスト教労働組合が69万8,472人、ヒルシュ・ダウンカー労働組合が14万9,804人となった。ナチスの政権成立の直前、1932年末の自由労働組合の組合員数は353万2,947人、推定組織率23.4%となる<sup>(44)</sup>。

1933年5月、全ての労働組合を解体、あるいは自主解散に追い込み、組合員を強制編入する形で、DAFが創立された。例えば自由労働組合では、中央組織と加盟単位組合の指導層のみが逮捕あるいは追放され、中・下層の専従職員はそのままの地位に残された。つまり、DAFは既存の労働組合の組織と財産そして組合員をそのまま継承し、労働者層の統合に利用しようとしたのである<sup>(45)</sup>。DAFの会員数の変遷は【図表3】にまとめた。【図表2】はワイマール期にすでに存在したナチスの労働者組織、ナチス経営細胞（NSBO）<sup>(46)</sup>の構成員数の変遷を示している。【図表1・2・3】

(41) 産業報国連盟『独伊厚生使節講演集』〔前掲桜林資料〕2頁。

(42) Petzina, Abelshauer, u. Faust, *a. a. O.*, S. 111. 第一次世界大戦前の1913年は、「三大労働組合」合計で297万3,395人であった。いずれも年末時点の数値である。年平均の労働組合員数をもとにした自由労働組合の推定組織率は、1920年においては54.7%であった。Potthoff, *a. a. O.*, S. 348.

(43) Petzina, Abelshauer, u. Faust, *a. a. O.*, S. 112. すでにみた「1918年11月15日協定」は、職員組合についても適用された。栢田, 前掲書, 236, 289-290頁。

(44) Potthoff, *a. a. O.*, S. 348. 推定組織率算出の母数は、1925年に行われた全国職業調査の値を用いた。*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, Band 1927, Berlin 1928, S. 25.

(45) フライ, 前掲書, 83-84頁。

(46) 1927年頃から、ナチス党は労働者層の取り込みを目論み、ベルリンのジーメンスやボルジヒといった大企業やベルリン交通局等においてNSBOを結成した。こうした動きは全国に広がり（28年全国で50組織）、NSBOは1929年の党大会において党公認の組織となった。ただし、ヒトラーらは党内左派勢力の影響力を抑えるために、NSBOを労働組合ではなく、あくまで党の宣伝機関としてのみ承認した。だが、1929年に発生した世界恐慌の影響もあり、自由労働組合等が組合員の支持を失っていく一方で、NSBOはストを指導するなど労働組合的な活動を積極的に行うようになる。こうした状況に加え、また党内左派を統制下に置くという意味からも、1931年初頭には党本部にNSBOの中央組織が設置されることになった。1930年代初期、NSBOは、とりわけ経営協議会選挙を通じて、労働者層への浸透を試みたが、結局1933年まで既存の労働組合の勢力を掘り崩すまでには至らなかった（注22参照）。NSBOの幹部たちは、創立直後のDAFにおいて指導的な地位に就いた。彼らの主導により、ナチス初期のDAFは、（非法となつている）集団的な賃上げ要求やそれに伴うストを行うなど、あたかも労働組合のごとき活動を展開することになる。こうした状況により、NSBOの中心にあったナチス左派と党指導部の対立は激しいものとなり、左派に対する締め付けは厳しくなっていく。7月30日の「革命終結宣言」後はNSBOの幹部が「マルクス主義者」として逮捕される場合もあった。9月には指導者の一人であったラインホルト・ムーホウ（Reinhold Muchow）が亡くなり、NSBOは影響力を大きく失うことになる。しかもNSBOの幹部は労働者から支持を得られず、彼らからは「無能」との評価さえ受けていた。1934年6月のレーム事件、8-9月のDAFからの左派、NSBO有力者の追放等を通じて、同年中にはDAFから労働組合的な要素が排除されたとい

図表 1 1931年12月の労働組員数と推定組織率

自由労働組合	4,134,902人	27.2%
キリスト教労働組合	698,472	4.7
ヒルシュ・ドゥンカー組合	149,804	1.1
共産党系の組合	71,548	0.5
黄色組合	127,621	0.9
その他	62,034	0.4
計	5,275,677	35.4
(参考) ナチス経営細胞	39,316	

出典) *Statistisches Jahrbuch für Deutsche Reich*, Band 1927, S. 25, 513ff.; Band 1932, Berlin 1933, S. 556ff. より作成。

注) 組織率算出の母数は、1925年に行われた全国職業調査の値を用いた。(参考) は図表 2 より。

図表 2 ナチス経済細胞の構成員数

(単位：人)

	1931年	1932年	1933年
1月	約3,000	43,793	約400,000
2月		57,320	
3月	4,131	78,134	
4月	4,898	87,716	
5月	7,100	106,158	
6月	10,994		
7月	14,014		
8月	18,116	約170,000	
9月	22,014		
10月	25,480		
11月	31,256		
12月	39,316	294,042	

出典) Schumann, H.-G., *Nationalsozialismus und Gewerkschaftsbewegung : die Vernichtung der deutschen Gewerkschaften und der Aufbau der "Deutschen Arbeitsfront"*, Hannover 1958, S. 167より作成。

図表 3 ドイツ労働戦線 (DAF) 会員数

(単位：人)

	総計	職員	労働者
1933年7月	5,320,000	1,320,000	4,000,000
1933年8月	9,132,892	1,933,453	7,199,339
1933年12月	9,359,533		
1934年4月	約14,000,000		
1935年4月	約21,000,000		
1939年9月	約22,000,000		
1942年9月	約25,000,000		

出典) Schumann, *Nationalsozialismus und Gewerkschaftsbewegung*, S. 168より作成。

う。戸原四郎「ナチスの労働政策」東京大学社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』東京大学出版会、1979年、148-154頁。

の数値をみる限りでは、森戸氏が指摘するように、組織労働者が一挙にDAFに再編されていったことがうかがわれる。またDAFは、原則的に任意加入であったが、会費が給与から天引きされるため（それゆえ会費納入率は概ね9割超）、誰が加入していないかは職場ですぐに分かった。加入しない者は反体制分子とみなされ、加入を脅迫される場合もあり、事実上強制加入であったといっていよう（47）。【図表3】にみる会員の急増がこのことを裏付けている。

上記のように、第一次世界大戦後の労使関係および労働組合運動のあり方、労働組合の位置は、日本とドイツとはかなり異なっていた。第二次世界大戦前、日本で労働組合員数が最も多かった1931年、ドイツにおける労働組合員数は日本のその約10倍であり、推定組織率は25ポイント以上の差があった。こうした状況をふまえ、さらに時局の制約という点を考慮に入れば、「経営共同体」の形成という目的は同じだが「正反対な労資の勢力関係に照応して」運動の対象が異なるとする森戸氏の見方は、ある程度容認せざるをえないのかもしれない。また日本の状況についてだが、大日本産業報国会創立以前にもある程度の数の労働者が「ほとんど何ら社会経済的ないし政治的摩擦なく」産業報国運動に「参加」していたという状況を見る限り、労働組合（運動）が必ずしも「弾圧」されたといいきることはできないだろう。勿論さまざまな有形無形の圧力が存在したことは想像に難くないが、大半の労働組合が暴力を伴う形で解体されたドイツの状況との違いは明白である。DAFが創設されてからわずか2年しか経過していない1935年、DAF総裁ローベルト・ライ（Robert Ley）は「われわれは階級闘争を克服したヨーロッパ最初の国である」（48）と発言した。ただし、大日本産業報国会創立以降の産業報国会とDAFのいずれもが、並立する組織を持たない唯一の労働者の組織であり、かつ事実上強制加入であったという事実は確認しておかなければならない。

#### 4 産業報国会指導者とDAF指導者の出会い

本節では、産業報国連盟『独伊厚生使節講演集』〔前掲桜林資料〕を用いて、産業報国運動の指導者たちのDAFに対する認識について検討する。

本資料は、1940年11月2日にドイツとイタリアの厚生使節団を招いて行われた歓迎講演会の速記録である。DAF副総裁であるゼルツナーの講演は、この講演会の直前、9月27日に締結された三国同盟の意義に始まる型どおりの挨拶のごとき内容であり、特筆すべき点は少ない。だが、本資料は、巻末に付録として、三国同盟の締結に大きな役割を果たしたオイゲン・オット（Eugen Ott）駐日ドイツ大使の招待により11月5日に行われた、ドイツ・イタリアの使節と河原田稼吉産業報国連盟理事長および同連盟常務理事（無記名）らとの間に交わされた懇談の要旨をまとめた「ナチ

(47) DAFの会費額は収入に応じて定められ、ワイマール期の労働組合費より安いが見返りが少なく会員の不満は多かった。収入に応じて変化する会費額、見返り請求権なし、天引きという3点から、一種の税金的性格をもっていとされる。井上茂子「社会国家の歴史におけるナチ時代—労働者政策と福祉政策を事例にして」『上智史学』第44号、1999年11月、199-200頁。

(48) シェーンボウム、前掲書、93頁。同時代の人々が、この発言の意味をどのように受け取ったのか、興味深いところである。



ス問答」および「ファッション問答」を収める。「ナチス問答」は、その名の通り、産業報国連盟側がドイツの労働政策、DAF、ナチス党のあり方等について質問し、それに逐一ゼルトナーが答える形式・内容となっている。産業報国連盟の指導者がDAFの指導者と直接顔を合わせる中で、ドイツ、DAFのどのような点を知ろうとしているかが示されているという意味で、大変興味深い。

#### (1) 「ナチス問答」の内容

以下ではまず「ナチス問答」の全体像を示しておこう（可能な限り原文に忠実に記したが、文語体を用いわかりにくい表現を直した。また質問（Q.）および回答（A.）に原文にはなかった番号を付し、必要と思われる原語を挿入した）<sup>(49)</sup>。

Q.1 DAFへの加盟の形式は個人か、団体か。

A.1 全ドイツの労働者が個人単位で加盟する。個々の事業所が最小単位の下部組織になる。

Q.2 経営者と労働者はDAFの中ではいかなる関係にあるのか。

A.2 全体としてみれば両者はともに勤労者だが、個々の事業所では経営者は指導者であり労働者は協力者である。個々の事業所の中には経営者と労働者の双方から委員を出し、事業の発展、従業員の生活問題について懇談する信任委員会（Vertrauensrat）<sup>(50)</sup>がある。

Q.3 DAFの中には労働者のみの研究機関、懇談機関はあるのか。

A.3 労働者のみの機関はない。信任委員会で経営者と労働者の意思は十分に疎通するようになっている。DAFの中に大規模な研究機関があり、個々の事業所の活動状況等についても的確な調査を行っている。

Q.4 その場合下からの声が上部に正しく伝えられないということはないのか。

A.4 今日までのところは下の声は十分に伝わっている。というのも、委員は会員の選挙で選ばれるのではなく、国家が任命した人物であり、その事業所における重要人物であるから、その声は絶えず上部に通じ国家の政策に反映されるようになっている。

Q.5 そのような委員となる指導者は、どのような年齢層の者が多いのか。

A.5 25歳以上であれば誰でも委員になれるが、実際は40歳以上の者が多い。技術に優れ、全体の尊敬を受ける者だから若い人には無理のようである。ただし、少年工と婦人労働者については、それぞれ各自の代表者をこの委員会に送っているので年齢が若い場合がある。

Q.6 委員になるには特に指導者養成学校の訓練を必要とするのか。

A.6 必要である。週末に各地方の訓練所で行う。訓練機関は個々の事業所に属せずDAFの管理下にある。

Q.7 委員の候補者を推挙する方法や手続きはどのようなものか。

A.7 DAFから各事業所に派遣されている監督員が平素の業績からみて委員を推薦し国家が任命する。万一監督員と事業所の間で意見が一致しない場合は、DAFの仲裁裁判所が決定する。

(49) 産業報国連盟『独伊厚生使節講演集』〔前掲桜林資料〕27-33頁。来日したゼルトナーらと日本の厚生運動の指導者、政財界の要人との接触およびその影響・意義等については、柳澤、前掲書、331-351頁を参照。

(50) 信任者評議会などと訳される場合もあるが、ここでは原文どおりとした。

- Q.8 DAFの会費はどれくらいか。
- A.8 各人の収入に応じて異なる。大体1ヶ月120マルクを標準として60ペニヒ程度である。
- Q.9 税金や歓喜力行団（Kraft durch Freude, KdF）の会費はどれくらいか。
- A.9 2割1分を超えることはない。歓喜力行団についての費用は利用者が支払うだけで掛け金はDAFに支払うのみである。
- Q.10 ナチスは指導者原理を採用しているが、もし経営者が国家本位ではなく間違った経営を行い、誤って従業員を教育するような場合はいかなる方法をとるのか。
- A.10 名誉裁判にかけ、その事業に全く関係ない第三者を経営者に任命する。事業所内に適任者がいればこれにあたらせる。
- Q.11 信任委員会は経営者の当否を審議することができるのか。
- A.11 規約の上では可能である。もし経営者に不満があれば名誉裁判所（Soziale Ehrengerichtsbarkeit）の一つに提議を出す。審議の結果、もしその提議が根拠なきものであれば提案者は罰せられる。現実には未だそのような提議が出されたことはない。
- Q.12 DAFや歓喜力行団の運動は政権獲得前から行っていたのか。
- A.12 DAFが実際の組織を整備したのは、政権をとった1933年の5月12日である。ただし、DAFの主義はナチス運動とともに主張してきた。指導者原理を事業所に徹底するために、普及班を組織し、工場や鉱山に派遣していた。共産党のオルグと同様にナチスのオルグを出していたということである。
- Q.13 1930年頃の勢力関係はどのような状況であったか。
- A.13 ナチス1割、共産党1割、大部分は社会民主党という状況であった。
- Q.14 かつてはかなり深刻な階級闘争の経験を持ち、社会民主主義の労働組合が勢力を持っていたドイツにおいて、全体主義の労働組合を良策と考えた根拠はいかなるものであったのか。
- A.14 これはナチス理論の本質に触れる問題である。元来ナチスの理想は民族共同体の実現にある。共同体の建設にあたっては、その内部における対立や抗争は絶対に許されない。指導と服従が共同体精神の要素をなす。指導者原理とは与えられた職分に対して各自が責任をとるという意味であって、決して暴君的な専制を意味するものではない。この共同体精神および指導者原理を家庭、市町村、県、工場、さらには国家においてもあてはめようとするのがナチスの理想である。
- Q.15 9割も反対勢力があったにもかかわらず、いかにしてDAFを組織することができたのか。
- A.15 1933年5月2日にナチス突撃隊（SA）と共同作戦によって全国の工場を革命的に占領し、その後DAFの組織化を行った。当時の社会民主主義の労働組合員は約500万人であり、組合の負債は1億6千万マルクであった。現在DAFは3,000万人の会員を擁し、その資産は60億マルクである。以前の組合は、労働者の掛け金は週給の1時間分であったが、DAFになってから月給の2時間分に減った。現在1人当たりの会費が平均2マルクとなっているのを見ても労働者の収入が倍化したことを物語っている。物価は当時からはほとんど上がっていない。従来1年5日の大祭日は無給であったが、現在は有給である。
- Q.16 農業労働者はどのように組織されているのか。

- A.16 DAFと協力関係にある食料連盟に加盟している。
- Q.17 以前の組合では組合費をどの方面に使っていたのか。政治資金として流用することはあったのか。
- A.17 組合において徴収する会費の名目はいろいろあり、党費は政治資金に、組合費は厚生資金に充てられていた。ただし以前はたくさんの組合があり、各方面から会費を徴収するので、労働者は組合の選択に困り会費の二重払いをするということもあった。だが、現在は唯一のDAFと唯一のナチス党のみなので、そのような心配はない。また当時の組合では維持費が3割5分から5割にのぼっていたが、現在は1割6分以上にはならない。加えて、DAFの銀行は全国で第3位の預金を持ち、DAFの保険契約高は第2位である。おそらくあと1ヶ月で第1位になる予定である。
- Q.18 DAFの資金を民間に融通することはあるのか。
- A.18 国家はDAFの銀行預金や保険料は流用しない。一切ライ博士の責任において自由に運用しうるようになっている。
- Q.19 DAFの掛け金は年7億マルクもあるそうだが、その中で歓喜力行団にはどれ程支出しているのか。
- A.19 歓喜力行団に事業収入があるので、莫大な収益をあげてくれる。ただ、歓喜力行団が活動するためのさまざまな施設はDAFが提供する。例えば、旅行用の船舶や乗り合いバスを作る。DAFと歓喜力行団とは2つのものではなく、表裏一体のものである。また「国民（自動車（Volkswagen）」<sup>61)</sup>工場を建てて簡単な自動車を安く売り、国民文化の向上を図っている。自動車工場の建設のため3億マルクを要した。歓喜力行団は利用した人々が実際の経費を負担するしくみになっている。
- Q.20 その自動車工場は、開戦後は軍需工場となっているのか。
- A.20 8割8分は爆弾製作に充てられている。
- Q.21 現在ナチス党員はどれほどいるのか。
- A.21 300万人で別に300万人の準党員がいる。現在までの統計をみても、一党が全人口の1割以上を占めた例は少ないようだ。
- Q.22 入党の手段はどのようなものか。
- A.22 かつての政党は党費を払いさえすれば党員となれるものが多かったようだが、ナチス党では、個人から入党の希望があると、その地区の指導者がよく調査し、かつ1、2年の準備期間において試験を行い、適当なる者は毎年11月9日に入党させることになっている。過去においては、金銭を用いて入党した者もいたが、1、2年間の試験期間に全て落伍した。
- Q.23 官吏と党の関係はどのようなものか。
- A.23 官吏は全員党員である。1933年に公布された官吏法第4条にもとづき、ナチス党員ではない、党員にならない官吏は全て更迭した。

61) 「国民車」の代金については、「将来の所有者」である労働者から毎週分納で前払い金を取り立てていたが、結局それを利用できた一般民間人はいなかった。「国民車」は、軍用車として（のみ）「活用」されることとなったのである。また、歓喜力行団の船舶は開戦後、「軍隊輸送船」となった。シェーンボウム、前掲書、136頁。

Q.24 官吏もDAFに加盟しているのか。

A.24 官吏は官吏同盟を結成し、それがDAFの指揮を受け、DAFに会費を納めている。

Q.25 DAFは政治運動を行うのか。

A.25 結論から言えば、行う。ただし、ナチス党があり、その一翼としてDAFがあるわけだから厳密に言えば党の指令にもとづいて運動を行う。人的関係は党の組織局長であり、DAFの総裁であるライ博士の下に3人の副総裁がいる。私はその1人で党の組織部長を兼務している。すなわち党とDAFは表裏一体である。また国会にはDAFから中央・地方を通じて代議士を約100人送り込んでいる。

## (2) 検討

質問の内容について確認しておこう。全25の質問における内容別の構成は、おおまかに分類すると、DAFについてのものが8、加えてその会費や組合費、資金についてのものが3、事業所内の労使関係および信任委員会についてのものが7、歓喜力行団についてのものが4、ナチス党についてのものが3、加えて官吏と党およびDAFとの関係についてのものが2、農民についてのものが1、1930年代初期の状況についてのものが2、となっている（複数の項目にわたる質問もある）。

本資料冒頭の「挨拶」によれば、河原田産業報国連盟理事長は、ゼルツナーDAF副総裁の講演に先立ち、「我国の産業報国運動は、日本の国体精神に則って出来上がったものでありまして、決して外国の国民運動と同様なものではないのであります」と述べており、前日にこの旨をドイツ、イタリアの使節に対して詳細に説明したとしている<sup>(52)</sup>。だが、この質問項目をみる限り、DAFおよびドイツにおける事業所内の労使関係のあり方に高い関心を示しているといえる。とくに注目されるのが、Q.2～Q.7、Q.11にみられる事業所内の労使関係、とりわけ信任委員会のあり方および権限についての細かい質問である。

この懇談は、産業報国会の中央組織である大日本産業報国会が創立される直前に行われた。すなわち、運動に対するテコ入れが行われていた頃だったのだが、質問内容全体からも、強力な組織を作り上げる方法を探ろうとする姿勢が滲み出ている。9月の三国同盟の締結に続き、10月12日には大政翼賛会が発会したこの時期に、産業報国運動において質的な転換があったという見方は、複数の研究者の間で共通している<sup>(53)</sup>。

ゴードン氏によれば<sup>(54)</sup>、とりわけこの時期より前の産業報国連盟の中心的な課題は、全国の事業所における産報懇談会の設置であり、それを通じた労使の間の協調の促進、身分の平等の実現、そして紛争の撲滅であった。だが、大日本産業報国会創立後は政府が運動の主導権を握り、太平洋戦争勃発後は紛争撲滅より生産性向上が優先されるようになった。産業報国会は労使協調促進機関から、生産増強、労働意欲を鼓舞する応援団的団体に変貌していったのである。

また佐口氏によれば<sup>(55)</sup>、日中戦争の長期化およびそれに伴う争議の増加、労働統制の必要性の

(52) 産業報国連盟『独伊厚生使節講演集』〔前掲桜林資料〕1-2頁。

(53) 例えば、大河内、前掲論文、93-94頁；桜林、前掲書、21-26頁。

(54) ゴードン、前掲書、311頁。

(55) 佐口、前掲書、184-194頁。

増大により、1939年4月頃から政府主導で産業報国会連盟の再編の動きが始まる。各府県の警察部を動員し、小規模工場をも含め事業所ごとの単位産報設置を推奨し、産報の裾野が拡大した。この時期、単位産報の数は、1年間で10倍になったとされる。また、大日本産業報国会の創立に伴い提示された「勤労新体制確立要綱」（以下、「勤労要綱」と略記）に従えば、産報再編の中核に「勤労」という理念が置かれたことは疑いない。この理念によれば、事業主、従業員それぞれ別個に指導精神が掲げられていたそれまでと異なり、「労働者も経営者も国家に奉仕する勤労者として初めて真の国民たりうるとされた」（191頁）。国民組織としての産報は、こうした「勤労」という理念を通じて戦争に協力する「勤労組織」として具体化し始めた。従来、官僚の中には「あるべき労働組合を想定しそれになるべく近い機能を果たす組織、制度を普及するという考え方が抜きがたく存在していた。単位産報構想の際に、労働条件を含めて懇談する『労資懇談会』中心主義に固執したのもそれゆえである」。ただし、再編後の『勤労組織』はあるべき労働組合に似せたものではなく、それを超えるものとして構想されていたと表現することができる」（194頁）。というも（労使を同列に置く）「勤労」を強調すれば、労使の利害の不一致を前提としてその調整を行う機関、労働組合の存在意義は小さなものとなり、究極的にはそれは不要となるからである。事実、すでに見たように、産報再編の動きが進んでいた1940年7月、総同盟は解散を余儀なくされる。

この時期の状況が上記のように評価されているにもかかわらず、ドイツの事業所内における労使間の意思疎通のための機関である信任委員会に強い関心がよせられた事実も、戦争遂行ということもあろうが、とくにQ.4にみるように、この時点でも従業員、労働者に配慮し意思疎通をはかりつつ彼らを統合し、増産を進めていこうとする姿勢のあらわれではなかろうか。このことは、労働者に余暇活動を提供し、かつ、それを組織化したとされる歓喜力行団への高い関心にもあらわれている。

次にゼルトナー-DAF副総裁による回答について検討しよう。全体として、A.11に顕著なように、指導者原理を通じたDAFによる強力な労働者に対する統制の一端、少なくともそれを貫徹しようとする姿勢がうかがえる内容である。まず、労働者の横のつながり、階級としてのつながりを認めず、DAFが個人加入の唯一の労働者組織であることが示される。また、産報側が関心をよせた信任委員会については、従業員からの意見が上部に伝わることを強調している。だが、何より際立つのは、その委員の選考および訓練におけるDAFの強い権限であろう<sup>(56)</sup>。

ナチスの労働政策の枠組みを定めた「国民労働秩序法」（1934年1月20日制定）は、DAFの権限についてはほとんど触れていない。同法は、労働条件に関する最終決定権を労働管理官（*Treuhänder der Arbeit*）という官吏に与える一方で、事業所内の労使関係を「指導者原理」で規定することを明示したものとして知られる。本法により、事業所レベルで従業員の利害を擁護・代表していた経営協議会（*Betriebsrat*）は廃止され、上述した信任委員会にとって代えられた<sup>(57)</sup>。この信任委員会

(56) 事実、DAFが信任委員会を通じて事業所内における影響力を増大させた例もあるという。Hachtmann, R., "Die rechtliche Regelung der Arbeitsbeziehungen im Dritten Reich", in: D. Gosewinkel (Hg.), *Wirtschaftskontrolle und Recht im Nationalsozialismus-zwischen Entrechtlichung und Modernisierung. Bilanz und Perspektiven der Forschung*, Baden-Baden 2004, S. 149.

(57) Ebenda, S. 137-140.

は、いかなる執行権、交渉権も持たない使用者にとっての諮問機関に過ぎなかった<sup>(58)</sup>。確かに従業員は不満などをこの機関を通じて労働管理官に訴えることは可能ではあったが、労働管理官自体が使用者よりの国家官吏であった。信任委員会は、当然ワイマール期の経営協議会が有していた「共同決定権」を持たない。したがって経営協議会と信任委員会とは、ハハトマンによれば、Ratという名のみが共通するだけで全く異なる機関であった。それは、従業員の利害代表ではなく、むしろ経営共同体の内部の信頼関係をより深め、産業平和の確保を目的とするものであった<sup>(59)</sup>。この点はDAFと共通するものであり、また産報の懇談会とも通じる部分があるだろう。

加えて、財政状況、組合費などの労働者の負担を比較することを通じて、DAFおよびナチス党が、ワイマール期に存在した労働組合、政党に比して、いかに合理的であり優れているか、喧伝しようとする姿勢が強く見られる。確かに、A.17にある、複数の労働組合が存在することによる労働者にとっての弊害は、ワイマール期の労働組合においては解決が困難な問題であった<sup>(60)</sup>。

以上「ナチス問答」の内容の検討から、1940年11月初頭の時点における産業報国運動の指導者のドイツ、DAFに対する関心と、DAFの実態の一端が明らかになったと考える。ただし、河原田産業報国連盟理事長は本資料の冒頭の「挨拶」において次のように記している。「産業報国会の全国的指導に就ては更に大規模なる中央機関の設置が今日計画されて居りまして、近く政府の積極的乗出しに依りまして中央機関が設置されることになって居ます」<sup>(61)</sup>。すなわち、このときすでに産業報国運動の再編成は動き出していた。その過程を簡単に記せば、1940年5月には吉田茂厚生大臣が大日本産業報国会創立の構想を言明し、その後7月末にかけて多くの労働組合が「自主解散」する。10月23日、厚生大臣により中央本部の組織大綱が発表され、11月6日にはその創立準備会が開催された。それゆえ、この「問答」が産業報国運動の再編成およびその後に与えた影響については、今後慎重に検討しなければなるまい。

## むすびにかえて

本稿は共同研究の一部であり、さらにはその「準備的考察」である。結論めいたものを明示することはできないが、ここでは本稿で検討した論点を整理することを通じて、今後の課題を示しておこう。

本稿で中心的な対象として取り上げた、1940年代初頭の日本において出版された2つの資料は、研究者（第三者）の立場からDAFに対する理解を提示し、それと産業報国運動とを対比することにより両者の異同を浮き彫りにしたもので、そして産業報国運動の指導者とDAFの指導者の直接的な対話を紹介したもので、以上である。後者の検討を通じて、本稿では、産業報国運動の指導者という当事者のDAFに対する関心、認識を読み取ることを試みた。本稿における考察の2つの流れを総合す

(58) 前掲井上「社会国家」96頁、戸原、前掲論文、155頁。なおA.6、A.7にある委員の選定方法は、少なくともこれまで日本でなされた研究における記述と些か異なる。今後検討が必要であろう。

(59) Hachtmann, "Die rechtliche Regelung", S. 146-147.

(60) この問題については、柘田、前掲書、とくに第6章を参照されたい。

(61) 産業報国連盟『独伊厚生使節講演集』〔前掲桜林資料〕2-3頁。

ることでもむすびとしたい。

まず産業報国運動（会）とDAFの異同については、繰り返すことはしないが、両者の比較を行った森戸氏の見解の検討と、両組織が形成されていく過程の状況の検討をつなぎ合わせるにより明確になったといえよう。産業報国運動は、少なくともその初期は、官僚主導で「上より」ではあるが、労働者および使用者に「配慮」しつつ進められた運動であったと考えられる。それゆえ、森戸氏が指摘するように、合法的・協力的であり、またそれだけに折衷的・妥協的なものにならざるをえなかった。こうした運動の「問題」点は、「ナチス問答」の検討によれば、産業報国会再編期にも継続していたとみることが可能である。他方、党組織であるDAFは、強力な党の後押しにより、一挙に組織を作り上げた。DAF（少なくともその形成）に対する反対勢力は早期のうちに暴力を伴う形で排除されてしまった。さらに「ナチス問答」の内容から、全ての官吏がナチス黨員であることが明らかになった。産業報国運動と比べて「徹底」しているとの評価は妥当である。それゆえに、産業報国運動（およびDAF）の本質を職場にはびこる身分の差の解消にみていたと思われる森戸氏は一氏の当時の論を積極的に解釈するならば、上記のようなDAF評価を提示したのであろう。ただし、4-（1）で検討したように、使用者からの支持を取り付けるためにも、また党にとって最大の脅威を取り除くためにも、ナチスの労働政策の全体像においては、既存の労働組合の破壊は避けることのできない前提条件であった。そして、その再台頭の抑止、労働組合指導層を失った労働者層の掌握こそが、労働組合（の指導層）にとって代わった、党組織であるDAFの最重要の課題の一つであったことは明らかである。事実、DAFはとりわけナチス期の後期、「労働組合的に」ふるまい、しばしば産業平和の維持を妨げる活動を行ったのである。本稿での検討をふまえ、DAFの実態についてはさらなる考察を進めざるをえない。

次に、研究者と産業報国運動の指導者のDAFに対する認識について。勿論、力点や評価は異なると思われるが、いずれも労使の間をつなぐ信任委員会、労働者に対する福祉政策を担っていた歎喜力行団に期待あるいは関心を寄せている<sup>(62)</sup>。ただし、本稿は当該期の労使関係の実態を明らかにすることは課題としていないが、5-（2）で検討したように、信任委員会は一しばしば労働者の利害を代表した事例はあるが必ずしもその期待通りの役割を果たしたとは言い難かった。今後、産業報国会における懇談会の実態との比較が一つの課題となるであろう。

残された当事者として、同時代の労使それぞれのDAFに対する認識を検討する必要がある。使用者のそれについては、「はじめに」で記したように、職場における指導者原理の徹底という主張にその一端がみられる。また本稿の検討にもとづけば、労働者が産業報国運動に巻き込まれていく過程は、少なくとも「弾圧」「破壊」の一言では言いあらわせないし、完全な「上から」「上より」の運動ともとらえることはできなかった。産業報国会に組織されていくさまざまな論理を理解する上でも、労働者、労働組合のDAFに対する認識を検討することは意味のあることだと考えるのである。それらの検討は、今後の課題とすることにしたい。

（ますだ・たちひこ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

<sup>(62)</sup> 服部英太郎氏も、この時期のドイツの労使関係における信任委員会の役割を重要視している。前掲服部「高度国防国家」20-21頁。